

議案第71号

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和50年杉並区条例第11号）の一部を  
次のように改正する。

第11条の3第1項第1号中「360」を「402」に改め、同項第2号中「300」を「335」に改め、同項第3号中「240」を「268」に改め、同項第4号中「185」を「207」に改め、同項第5号中「165」を「185」に改め、同項第6号中「150」を「168」に改め、同項第7号中「130」を「146」に改める。

附則第19項第3号中「60」を「68」に改める。

附則第20項第3号中「20」を「22」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

退職手当の調整額に係るポイント等を改定する必要がある。

## 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第11条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの各年度ごとに当該各年度にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める点数（以下「ポイント」という。）を合計した点数に、第6項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>402</u></p> <p>(2) 第2号区分 <u>335</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>268</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>207</u></p> <p>(5) 第5号区分 <u>185</u></p> <p>(6) 第6号区分 <u>168</u></p> <p>(7) 第7号区分 <u>146</u></p> <p>(8) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>附 則</p> <p>1～18 略</p> <p>19 平成25年4月1日以後に退職（第5条第1項の規定に該当する場合を除く。）する者がその者の評価期間</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第11条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの各年度ごとに当該各年度にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める点数（以下「ポイント」という。）を合計した点数に、第6項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>360</u></p> <p>(2) 第2号区分 <u>300</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>240</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>185</u></p> <p>(5) 第5号区分 <u>165</u></p> <p>(6) 第6号区分 <u>150</u></p> <p>(7) 第7号区分 <u>130</u></p> <p>(8) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>附 則</p> <p>1～18 略</p> <p>19 平成25年4月1日以後に退職（第5条第1項の規定に該当する場合を除く。）する者がその者の評価期間</p>

のうち平成19年度以前において給与  
条例第5条第1項第1号に規定する行  
政職給料表(二)(以下「行政職給料  
表(二)」という。)の適用を受け、  
かつ、第11条の3第1項第8号に掲  
げる区分に該当する期間(以下「対象  
期間」という。)を有する場合は、対  
象期間1年度につき、次の各号に掲げ  
る退職の日が属する期間に応じ当該各  
号に定める点数(当該対象期間中に第  
11条の3第4項に規定する休職月等  
がある場合及び規則で定める事由があ  
る場合にあつては、規則で定めるとこ  
ろにより必要な調整を行つた点数)を  
それぞれ合計した数に単価を乗じて得  
た額をその者の退職手当の調整額に加  
算する。

(1)及び(2) 略

(3) 平成27年4月1日以後の期間

68

20 前項の場合において、その者が対  
象期間中に行政職給料表(二)の職務  
の級が2級(平成17年3月31日以  
前の期間にあつては、3級)以上であ  
つた期間(その者が都職員等として引  
き続いた在職期間を有する場合にあつ  
ては、当該期間においてその者がこれ  
らに相当する職務の級以上であつた期  
間)を有するときは、対象期間1年度

のうち平成19年度以前において給与  
条例第5条第1項第1号に規定する行  
政職給料表(二)(以下「行政職給料  
表(二)」という。)の適用を受け、  
かつ、第11条の3第1項第8号に掲  
げる区分に該当する期間(以下「対象  
期間」という。)を有する場合は、対  
象期間1年度につき、次の各号に掲げ  
る退職の日が属する期間に応じ当該各  
号に定める点数(当該対象期間中に第  
11条の3第4項に規定する休職月等  
がある場合及び規則で定める事由があ  
る場合にあつては、規則で定めるとこ  
ろにより必要な調整を行つた点数)を  
それぞれ合計した数に単価を乗じて得  
た額をその者の退職手当の調整額に加  
算する。

(1)及び(2) 略

(3) 平成27年4月1日以後の期間

60

20 前項の場合において、その者が対  
象期間中に行政職給料表(二)の職務  
の級が2級(平成17年3月31日以  
前の期間にあつては、3級)以上であ  
つた期間(その者が都職員等として引  
き続いた在職期間を有する場合にあつ  
ては、当該期間においてその者がこれ  
らに相当する職務の級以上であつた期  
間)を有するときは、対象期間1年度

につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数（当該対象期間中に第11条の3第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行つた点数）をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退職手当の調整額に加算する額に加算する。

(1)及び(2) 略

(3) 平成27年4月1日以後の期間

22

につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数（当該対象期間中に第11条の3第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行つた点数）をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退職手当の調整額に加算する額に加算する。

(1)及び(2) 略

(3) 平成27年4月1日以後の期間

20

## 退職手当の調整額の改正の概要

## 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容																													
退職手当の調整額に係るポイントの改定	<p data-bbox="384 692 1401 759">在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をより一層反映できるようポイントを引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="421 810 1355 965"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> <th>4号</th> <th>5号</th> <th>6号</th> <th>7号</th> <th>8号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ポイント</td> <td>現行</td> <td>360</td> <td>300</td> <td>240</td> <td>185</td> <td>165</td> <td>150</td> <td>130</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改正</td> <td>402</td> <td>335</td> <td>268</td> <td>207</td> <td>185</td> <td>168</td> <td>146</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="421 969 679 994">※1ポイント=1,000円</p>	区分		1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	ポイント	現行	360	300	240	185	165	150	130	0	改正	402	335	268	207	185	168	146	0
区分		1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号																					
ポイント	現行	360	300	240	185	165	150	130	0																					
	改正	402	335	268	207	185	168	146	0																					
技能系・業務系職員等の特例措置に係るポイントの改定	<p data-bbox="389 1084 1401 1151">1 平成19年度までの間に第8号区分に該当する期間がある場合における調整額の特例に係るポイントを引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="416 1155 975 1247"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="389 1283 1401 1350">2 1の特例の対象となる者のうち、2級職以上（平成16年度以前は3級職以上）であった者について、1に加算するポイントを引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="416 1355 975 1447"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table>	現行	改正	60	68	現行	改正	20	22																					
現行	改正																													
60	68																													
現行	改正																													
20	22																													
施行期日	平成27年4月1日																													